

◇大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 職制改正に伴い、事業所の事務分掌を改めるとともに、新たに事業所を設置することにしました。
- 2 職制改正に伴い、職の新設について定めることにしました。
- 3 この規則は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部人事課)